



私法的判断の基礎的指導観念に関する研究 (2) : 判例に適用された事情変更の法則

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中塩屋, 九一郎 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00000118

in England vol. I p. 14
 註三四 F. P. G. Guizot: ibid p. 17
 註三五 F. P. G. Guizot: ibid p. 196

註三六 L. Riess: A short survey of universal
 history, vol. I p. 3

私法的判断の基礎的指導観念に関する研究^{2*} 判例に適用された事情変更の法則

中 塩 屋 九 一 郎

北海道学藝大学札幌分校社会学研究室

Kuichiro NAKASHIOYA: The Principle of "Clausula Rebus sic Stantibus"
 Applied to the Judicial Precedents of Japan.

1. はしがき

事情変更法則は主として法律行為成立の当初、其の關係發生の地盤となつていた事情が当事者の意思に基づかない不可抗力によつて變更した場合に、その本来の法律効果を当事者間にいかに衡平に分配するかに関する法律規範である。

従つて、この法則の法理は当事者の意思とは別個の信義則というが如き私法法規の最高規範にその基礎観念を求めなければならない。然しこの法則が事情変更という特殊の場合に信義則に従うべき構成をとらんが爲には、信義則の基礎観念たるものから種々な考察を背景として演繹し潤色を施す他はない。

従つて、事情変更法則は外形上は信義則と著しく異なるが如く見えるが、実は信義則適用の特殊の場合を更に一般原則化し、それに法律規範としての独自の地位を興えんとするものに他ならない。

かかる法理を有する事情変更法則を個々の判例について検討し、この法則が最早單なる学説上の法律規範に止るものではなく、社会に發生する具体的事件につき適用を見つある嚴然たる実用裁判規範であることを実証せんとするのが本稿の目的である。

2. 事情変更法則の存在を認めた判例

第一 昭和9年12月27日 大判⁽¹⁾

本件は被告たる東京市が發行した佛貨公債に就

て、該公債所有者たる原告人伊藤信吉によつて爲された東京公債五分利附佛貨公債が、英貨公債たることの確認及び債務履行請求事件に関するものである。

事案を要約すれば、被告人は電氣事業を拡張する爲外貨によつて其の資金を得んと決し、明治45年(1921年)募債総額九百七十五万五千磅の起債の認可を受け、当初英國のみで募集せんとしたが、後米佛兩國に於ても募集することとなり、「ミントバリュエ」により英佛兩國の貨幣比率を一磅に対し二十五法二十二参とし、総額中四百万磅に相当する一億八十八万法は佛國で募集した。而して被告人は右佛貨公債の發行を日本興業銀行をして引受けしめ、同銀行は在巴里「ソシエテ・ゼネラル社」をして巴里に於て本件公債を發行せしめ、同社は同年2月22日より額面五百法、申込金百法、払込金三百八十三法七十五参即ち四百八十三法七十五参を以て払込を爲さしめ募集を開始した。

然るにその後佛國は世界大戰に参加したるにより法貨の價格漸次下落し、昭和2年(1927年)には、一磅に付百二十四法二十一参の價格を有するに至り全法價格の約五分の一となり、昭和3年(1928年)佛國は新貨幣法を制定して平價切下げを断行し、從來の法貨の品位の約五分の一に切下げ、被告人は現時の法貨を以て本件公債を償還するに於ては円の爲替相場に變動なき限り、公債發行当時の貨幣の実價約五分の一を償還し得べき計算となるに至つた。そこで本公債の所持人たる原告人伊藤(被告人は第一審の原告原田より本件公債を譲り受

*) 私法的判断の基礎的指導観念に関する研究 1: 事情変更法則の法理に就て 学藝第 I 部、3 卷、1 号、1951.

けて所持人となり、訴訟参加をなし訴訟より脱退した)は本訴を提起し、本公債は単一の英貨公債であり本件には信義則及び事情變更法則が適用せらるべきことを主張し、結局本件公債に対しては被告人は英貨磅又は其れに相当する法を以て支払すべきことを請求した。然るに第一審第二審共にこの請求を斥けた。そこで更に上告した事件であつた。

本件に就て事情變更の法則と関係して特に重要なのは、上告論旨第四点と第五点である。上告人は第四点に於て、原判決が説明している如く爲替相場の高低による偶然な損得は、國際取引を爲す者にとつては予め其の考慮になるべきであるけれども、其の程度には自ら一定の限界がある。即ち取引者の属する双方の國家が取引成立当時の貨幣制度を維持しつつあるに拘らず、或る年度の財政状態、貿易状態或は時の政府の政策等に基因し、爲替相場の變動するが如き場合は其の偶然の損得は國際取引として已むを得ないとするも、一國が貨幣制度を改正し其の平價を五分の一に切下げた如き大變革は、國際取引に於ても予期しえない事情であつて、之に因り生ずる当事者間の利害の著しき不均衡は法律正義に恕え許さるべきではない。而も本件に於ける法貨の暴落は実に七〇割八〇割に相当し、原判決の所謂國際取引者の予期しえない爲替相場の高低に依る偶然の損得として黙殺するには余りに重大問題である。債權法の根本思想を爲す信義衡平の原則は、斯る案件に発動して両方の利害を調節すべき法則であると信んずる。然るに原判決が之を排斥したのは信義則の眞意義を誤解し、この法則を適用しない違法あるものと言わねばならないと主張した。同第五点に於て上告人は、更に原判決は「上告人は所謂事情變更の原則に依り磅又は之に相当する價値の法を以て償還を受くる權利を有するものと謂うを得ず」と判示したに止り、斯る法則は佛國或は我國の民商法の下に於て解釈上容るべき余地なきものなるか否か、或は本件に於てはこの法則を適用すべき要件の具備せるものなるか否か、更に斯る觀念は所謂信義衡平の原則の内容を爲すものであり、獨立の概念を爲さないから、一個の法則として顧みる價値のないものであるか否かに付、何等説示するところはない。然し乍ら取引の当事者が全然意識しなかつた事情が発生し、其の結果は何等の過失のない一方に莫大の損害を興え、他方には予期しない巨額の利益を取得せしむることとなるに拘らず、之を適當に調整する方策がないとするのは今日の法思想と相容れない。本件に於ける事実關係に徴すれば、斯る法則の適用は当然考慮さるべきものと信んずる。然るに原判決は何等その理由を示さないで之を排斥した。之當事者の主張に対する判断

を遺脱したるか又は理由不備の違法あるものと言わねばならないと主張した。

これらの上告論旨に対し、大審院は本公債証書に基く法律關係に付ては何れの國の法律によるべきかに就て、當事者の意思が明かでない場合は、わが法例第7條に依つて、其の發行地の法律たる佛蘭西法により之を定むべきものと解するを相当とした。而して佛民法第1895條第1項によれば金銭の消費貸借により生ずる債務は常に契約に定めた数字的金額にのみ存する旨を定め、第2項には弁済期前に貨幣の價値が騰貴し又は下落するも債權者は借入れた数字的金額を返還することを要し、且つ弁済の時に通用する貨幣を以て其の金額を返還するを要する旨を定め、同法第1902條には消費貸借の借主は借りたる物を同数量及び同品質に於て而も約束した期限に於て返還することを要する旨規定し、1987年7月13日の佛國破毀院の判決では、社債券を借受けた者が同種同量の社債券を返還すべき義務を負う場合に、弁済期に至り右の社債券が下落したときは債務者は下落した同種の社債券の同数量を返還するを以て足るべく、下落に因る損失は債權者の負担たるべき旨判示した。又佛民法第1932條第2項には金銭の寄託は其の價格の増加した場合たと減少した場合たるを問わず、寄託せられたものと同一の貨幣を以て返還しなければならない旨規定した。これらの規定及び右判例の趣旨によれば、佛國法では金銭の消費貸借に於ては契約成立の時と弁済期との間に貨幣價値の變動があつても、債務者は弁済期当時の價値による貨幣を以て弁済することを要し且つ之を以て足るものと解すべく、これらの規定は又平價切下げありたる場合にも適用せられるものと解釈するを相当とする。従つて弁済期の當時に當り貨幣法改正せられ平價切下げとなつたときでも、債務者は特約のない限り切下げられたる平價による貨幣を以て、契約所定の金額の弁済を爲すことを得べきものと謂わなければならない。さすれば債務者はこれらの場合に相場下落を云爲して契約当時の價値に相当する貨幣を以てする支払を請求することを得ざるべく、又債務者が斯る支払を爲さないからとて信義則に反するものと謂うを得ないとして論旨第四点を斥けた。又同第五点に対しては、被告人の本件公債を募集發行した當時以後に於て公債の爲替相場下落し、昭和3年(1928年)佛國は新貨幣法を發布して平價切下げを実行し從來の貨幣の品位を約五分の一に切下げた事實は原院の認めるところであるが、本件公債に付磅貨又は法金貨支払の特約の認められないこと原判示の如くで、此の場合に於ては未だ事情變更の法則を適用すべき程度でないから、本件公債は磅又は之と同價値ある法で支払わらるべきものではな

い。従つて原告人は斯る貨幣による支払を請求することはできないものとして之を斥け原判決を支持したのである。

以上によつて見れば、本大審院の判決は固より涉外取引に関する準拠法を定めたものであり、直接事情變更の法則を取扱つたものではない。然し原告人の上告論旨を斥ける大審院の判決理由中に、事情變更の原則及び信義則の存在を明らかに取扱し得るものと思ふ。

(1) 大審院民事判例集第13巻第24号 108頁～148頁。

第二 昭和25年2月15日 大阪地判⁽³⁾

本件は建物所有権移轉登記等請求事件に関し、事情變更による契約解除権の成否を判示したものである。

事案を見るに、原告小林治助は昭和20年11月18日被告平野久吉からその所有に係る建物其の他の物件を代金六万円にて、同日右物件中工場一棟の引渡を受けると同時に代金内金として金一万円を被告に支払い、同年12月末日に代金残額五万円を支払うと同時に、右物件の所有権移轉登記手続を爲し、且つ右物件中家屋番号第二二四号の居宅を明渡す約旨で買受ける契約を結び、同日右約旨に基いて右工場一棟の引渡を受け代金の内金として金一万円を被告に支払つた。その後原告は被告からの申出により履行期を昭和21年2月末日迄延期し、更に被告の懇請により前後二回に渡つて内金として計金三千円の代金の支払をした。然るに履行期に當つて原告が再参被告に右契約の履行方を請求したが之に應じないので、原告は本訴に及び被告に対し代金残額四万七千円の支払をすると引換に右物件に付所有権移轉登記手続をなすこと、及び右物件中家屋番号第二二四号の居宅を明渡すこと及び登記の翌日から明渡すまでに至る損害金支払を請求した事件である。

この原告の請求に対し、被告は手附金倍戻による契約解除権を行使しそれによつて右契約は既に解除せられていたのであるから、原告の請求に應ずることはできないと主張した。被告は更に事情變更法則を援用して、たとい右契約解除の効力がなくとも右契約当時と現在の物價を比較すると実に数十倍の騰貴を來しており、建物の如きも約二十倍になつている程社会情勢の變革を來している。斯くの如き状況に於て2年前の契約をたてに時價の二十分の一の價格を以て履行を請求するのは、民法第1條の信義誠実の原則に反するのであるから原告の請求は失当であると主張した。

そこで大阪地方裁判所は、原告の内払いとして支払つた金額は手附金と認めがたく、たとい手附金としても本件の場合には賣買契約は既に一部履行せられた後であるか

ら、手附金倍戻による契約解除は認められない。又被告の事情變更法則の援用に対しては、本件賣買の契約の日は昭和20年11月18日であり履行期は同年12月末であつたが、被告の都合により昭和21年2月末迄履行期を延期されており、本件賣買の履行が遷延したのは被告の事情によること認められるから当初当事者が欲した通りの法律効果を発生せしめても、未だ著しく信義衡平に反するものとは解せられない。即ち終戦時より物價が全面的に騰貴の趨勢にある状況下に於て賣買契約を締結するに當つては、何人と雖も時日の経過により物價が將來更に騰貴するということは当然予見し得べきものである。事情變更が契約の効力に影響を及ぼすためには該契約の時と履行の時との間に、当事者の予見することのできない事情の變更があり、該契約の履行をなさしめることが著しく信義に反し当事者の意思に反する場合でなければならぬ」と判決して、被告の主張を斥けたのである。

(2) 下級裁判所民事裁判例集 昭和25年第1巻第2号 88頁～94頁。

第三 昭和25年4月4日 東京地判⁽³⁾

本件は貸室明渡請求事件に関し、賃借物の必要費償還請求における經濟事情變更に伴う増額計上の主張の当否を判示したものである。

事案は訴外岡村栄次郎が被告株式会社興隆洋行の前身である志村工業株式会社に対し、昭和19年6月13日事務所使用の目的を以て、自己所有の建物の中地階一室外七室を賃貸する契約をなし、賃料を一ヶ月金五千六百五十四円(其の後契約当時の家賃を値上げしたものの合計額)とした。但し、賃料を支払期日に支払わない場合は其の履行請求を受けてから3日間をすぎたときは契約を解除すること、其の他の附帯特約つきであつた。

其の後共栄会社が訴外人の地位を承継して原告となり、志村工業株式会社は商号を變更して株式会社興隆洋行として被告となつたのである。

然るに被告会社は昭和23年6月10日以降同年8月末日迄3ヶ月分の賃料計金一万六千九百六十二円を支払わないので、前示特約によつて同年9月9日右契約を解除したのである。

そこで被告会社は原告会社に対し必要費九千三百円の償還請求をしたわけである。今被告会社の主張を見るに、被告はこの必要費償還請求権が発生してからその履行を求める現在までの間に、当事者の予期し得ない而も双方の責に帰すべからざる經濟事情の變更があつたのであるから、債権発生当時の給付そのままを現在原告に履行せしめることは、信義公平の觀念上当事者にとつて著しく不当である。よつて本件の場合には事情變更の原則

を適用し、前記必要費を今の経済事情の變更に應じ凡そ四・八倍に増額計上して償還すべきものであるとしたのである。

そこで東京地方裁判所は、被告会社主張の前記必要費はいずれも被告会社はその支出をすることによつて、原告は当然爲すべき管であつた支出を免かれたのであるから、右支出額に相当する額は利得として之を返還するのは当然であるが、右「支出」の対象となつたものは結局本件建物所有者たる原告に帰属した。従つて右支出後右建物全体が増價したとしてもそれは経済事情の變更によつて生じた利得であるから、それは該建物所有者に帰属するのは当然の筋合であつて、被告会社の右支出に因つて直接該所有者が得た利得でないから、不当利得に該らないものと言わねばならない。従つて原告は被告に対し右増價額を必要費としては返還する義務はないものと解する。尤も被告の主張が事情變更の原則を援用して経済事情の變更に伴う必要費増價額計上の趣旨であるとしても、「今次の太平洋戦争後の我國経済界の状況は第一次世界戦争後に独乙に起つた悪性インフレの如くその程度は激烈ではなく、且又予見し得ざる程度のものでないし、殊に賃借人が必要費を支出したときは民法第608條に依つて賃借人に対して「直ちに」請求し得るのであるから、右支出後直ちに之を請求せずに言わば権利の上に眠つていた者がその後経済事情の變更によつて價格が下落せずに偶々増加したからとて、直ちにその増價額を請求し得るとするのは寧ろ信義公平の原則上その理由がないものと考え」との判決要旨の如き理由によつて被告の主張は斥けられたのである。

以上第二第三の場合は何れも裁判所が事情變更法則の存在を前提としつつそれぞれの被告の主張を斥けた事件であつて、これらは又事情變更法則の存在を認めた判例と謂わなければならない。

(3) 下級裁判所民事裁判例集 昭和25年第1巻 第4号 13頁～26頁。

3. 事情變更法則を適用した判例

第一 昭和12年5月12日 大阪地判⁽¹⁾

本件は被告大阪市の築港公債の海外賣却に就て原告安田銀行によつてなされた立替金請求事件に関するものである。

事案は被告大阪市の明治30年11月1日大阪市築港公債條例によつて、築港公債金千七百三万八千円を利息年六分毎年6月及び12月支払い、元金は明治38年から明治44年(昭和56年)に至るまで毎年12月抽籤により償還するものと定め、同年から明治37年に至る8年間に漸次募

集することとし、同年11月22日第三銀行(原告安田銀行と合併し、原告は第三銀行の本件公債募集に関する権利義務を承継した)との間に、右公債募集に関する契約を締結し、第三銀行はこの契約に基て明治33年8月までに金九百七十六万円を募集し、募集未済額は金七百二十七万八千円となつた。そこで被告及び第三銀行は協議の結果既発行及び未発行の築港公債を海外に賣却することとし、明治35年11月公債額面三百八万五千円を倫敦で賣却したわけであるが、この海外賣却に就ては当事者間に「第三銀行が既発行ノ本公債並ニ未発行ノモノニシテ其ノ引受ケタル公債ヲ外國ニ於テ賣却シタルトキハ其ノ元利支払並ニ費用ニ付金貨ト英貨換算額トノ爲替上ノ差額ハ其ノ損益共ニ第三銀行ノ負担タルヘキコト」の約定が成立したのである。かくて第三銀行は本件公債元利支払資金授受を取扱い、前示約旨に従つて元利金支払いに伴う爲替上の差額損益を負担して來たのである。

ところが昭和6年12月17日我國の金本位制停止と共に日英間の爲替相場が大變動を生じ、原告安田銀行は爲替差損金を従来の二ポンドの八十四倍に達する百六十八ポンドを負担せざるを得なくなつたわけである。

かくて原告安田銀行は前示約定は所謂事情變更の原則によつて当然その効力を失つたものであると主張した。

大阪地方裁判所は「凡ソ法律行爲カ爲サレタル後ニ其ノ法律行爲成立當時ノ環境タリシ事情カ当事者ノ予見シ得サリシ程度ニ變更シ其ノ結果本來ノ法律効果ヲ發生セシムルコトカ著シク不衡平トナリタルニ拘ラス仍ホ之カ履行ヲ爲サシムルカ如キハ債權法ノ根本原則タル信義衡平ノ要求スルコロニ從ヒ其ノ給付ノ内容ヲ適當ニ變更スヘキコトヲ相手方ニ主張シ得ヘク相手方ノ拒絶スルニ於テハ契約ヲ解約或ハ解除シ得ヘキモノト謂ハサルヘカラス」と判決し、その判決理由中に「原告が若し事情變更の原則の適用を主張しその効果を受けんとするならば、第一段に於て原告は宜しく被告に対し海外賣却公債元利支払資金として被告より交付を受くべき金員を信義衡平の觀念に従い妥當とする限度に増額すべきことを求め、被告之を拒絶したるとき第二段に於てはじめて將來に向ひ契約を解約し得べきものと解するを相當とすべく、右契約第4條(本件公債の海外賣却に就ての被告及び第三銀行間に爲されたる約定)が爲替相場に前示制約喪失すると同時に当然其の効力を失いたるものと解するを得ず」との趣旨を述べて原告の主張を斥けたのである。

これ裁判所が原告の主張を斥けるに當つて、所謂事情變更の原則をば信義則に則つて批判し、修正し、發展せしめた適切な判例と見ることができると思う。

(1) 法律新聞4146号 14頁。林信雄 法律に於ける信義誠実の原則 245頁~247頁。

築二 昭和17年10月22日 大判⁽²⁾

本件は原告(被控訴人・被告)所有の土地再賣買の解約が臨時農地價格統制令施行の影響を受けて無効となつたため、第一審及び控訴審に於て認められた原告の該土地所有權移轉登記手續請求權が大審院に於て斥けられた事件である。

事案は原告(被控訴人・被告)は昭和13年11月22日其の所有地を代金六千円で被告(控訴人・原告)に賣渡し、登記をなすと同時に昭和23年11月24日に原告が右代金を支払うときは被告は買戻に應ずべき旨の再賣買の予約を締結した。

ところが昭和16年2月1日より臨時農地價格統制令が施行せられ、該土地につき公定價格四千二百四十四円を越ゆる授受が禁じられるに至つたが、原告は昭和16年6月21日金六千円を現実に提供して賣買契約の意思表示をなしたが、被告が所有權移轉に應じなかつたので同額を供託し該土地所有權移轉登記手續請求の訴を提起した事件である。

第一審と控訴審は本件再賣買の予約は、原告の一方的意思表示により賣買の効力を認むべきのものであるとした。勿論臨時農地價格統制令も本件予約に適用あるけれども、法令の趣旨は不動産價格の適正、投機取引の防止、農産物價格の昂騰抑制にあり賣買自体を禁止するのではないから、最高價格を越えない範囲で賣買は有効であり、超過代金を授受し得ないのは法令の施行によるので当事者双方の責でないのは勿論、斯る總括的物價抑制は所有者又は賣主の犠牲でなされるものであるから、所有者又は賣主は法令の施行に因り当初の價格に變動ありとして、自己の爲すべき義務履行を拒絶し得ないと判示して、原告の土地所有權移轉登記手續請求權を認めたとある。

大審院は「再賣買ノ予約ハ特別ノ事情ナキ限り經濟事情ノ變動其ノ他法令ノ施行等ニ因リ社會情勢ニ著シキ變動ヲ生セサルヘキ場合ニ限ルトノ暗黙ノ諒解ノ下ニ締結スルモノト解スヘク統制法令ノ施行ニヨリ所定金額以下ノ價格ヲ受領シ得ルニ過キサルコトトナルトキハ斯ル變動ヲ予想シツツ尙予約ヲ締結シタリト認メラルル特別事情ナキ限り該予約ハ無効ナリト解スベシ」と判決して原判決を破毀差戻し原告の請求を斥けたのである。

以上によつて本判例を見れば、当事者の意思表示に仮託しつつ換言すれば当事者の意思を尊重し保護するが如き外見を有し乍ら、その実当事者の意思を離れ臨時農地價格統制令施行により買戻價格に著しく變更を來し、最

早当初契約の目的が不到達により再賣買の予約が無効乃至解除せらるべきであるという所謂事情變更原則の法理を採用し、具体的場合に適合した効力を種々に認定することを可能ならしめようとしたものであり、統制法によつて私法自治が制限せられゆく過程に於ける解釈技術として、まことに勝れたものであると共に、廣く既存の契約に対する價格統制令の影響に就て、大審院の見解を示すものとして又極めて注目に値する判例であると思う。

(2) 法律新聞第4808号7頁以下。谷口知平 再賣買の予約に対する臨時農地價格統制令の影響「民商法雑誌」第17巻第1号91頁~99頁。勝本正晃 現下に於ける事情變更の原則の適用「法律新報 第751号掲載」5頁。

第三 昭和19年12月6日 大判⁽³⁾

本件は事情變更による原告の契約の解除權を認めたものである。

事案は原告(被告)奥小路は昭和14年7月20日被原告(被告)市田等から、其の所有地であり且つ尼崎市都市計画災害復興土地區劃整理事業地区に属する本件土地を宅地に供する目的で、價格一万二千六百九十六円で買受ける契約をなし、所有權移轉登記期日を同年10月17日として該契約成立当日手附金五万円を交付した。ところが後になつて、その登記期日を昭和16年7月31日に變更し原告は被告原告に対し更に手附金十万円を交付すべく、原告が右期日までに代金を支払わないときは被告原告等は催告其他の手續を要しないで、契約を解除して手附金を没収することができ、又被原告等が右期日までに所有權移轉登記をしないときには、原告の側でも直ちに契約を解除することができ、被告原告等は原告に対して手附金の倍戻を爲すべき旨の補充契約を締結し、原告は契約の当日更に手附金十万円を被告原告等に交付した。

ところが契約履行期到來前の昭和15年11月25日宅地建物等價格統制令が施行せられ、同令第6條の規定によつて、該土地に就ては其の價格に付行政官廳の認可を要し、その認可の額を越えて支払い又は受領することを得ないこととなつた。そこで被告原告等は契約履行期間前統制令の規定に基いて兵庫縣知事に対し、該土地に対する價格認可申請をしたが、上記の土地區劃整理事業も完成予定日たる昭和21年3月末日までに果して完成するかが危ぶまれる状態に立ち至り、その結果換地の計画も未定であるために、本件土地の價格決定もまとまらなかつたので、遂に契約履行期日たる昭和16年7月31日までは該價格の認可が得られなくなつた。従つて本件土地賣買代金の支払と同時に履行の関係にある該土地の所有

権移轉登記も、また右認可を受け該代金を提供する迄には、これを爲すを要しないと思われる事態に立ち至つた。そこで買主たる原告は所謂事情變更を理由として、該賣買契約を解除し手附金の倍額三十万円を請求した事件である。

今上告人の主張を見るに、本件では土地区劃整理事業に關連して換地の計画も未定であるために、評價が困難であるという事情があつて價格認可申請は差戻されたのである。そしてこの困難な事情はいつ解消されるか判らないのだから、原判決の所謂浮動状態は長く存続して、買主たる上告人はどこまでも不利益を受けることになる。よつて上告人は事情變更による解除をしてもよいというのである。

これに対し大審院は「土地ノ賣買契約成立後其ノ履行期前ニ宅地建物等價格統制令施行セラレタルニ因リ賣買價格ノ認可ヲ受クルニ要スル期間判明セザル爲契約所定ノ履行期以後相当長期ニ亘リ契約ヲ履行スルコト能ハス且右認可價格ノ如何ニ因リ該契約ハ結局失効スルニ至ルヤモ知レザルカ如キ事態ヲ生シタルトキハ当事者ハ事情變更ニ因リ解除權ヲ取得スルモノトス」と判決して、原判決を破毀の上原審に差戻し、上告人の主張を容れたのである。

以上によつて本判例を見るに、苟も契約が締結せられた以上之に拘束されるのは当然である。然るに契約の拘束から離脱する爲の解除權を認めることが、信義に叶うということは如何なる理由に基ずくものであろうか。それは只單にその契約が不安定になつたというだけではその理由は正當づけられないと思う。即ち不安定な契約によつて何時までも当事者を拘束して置くことが何故信義則に反するかを理由を、更に掘り下げて考へて見なければならぬと思う。それは結局当事者が契約をした当初の目的に遡つて考へねばならないことになるであらう。本件の如き長期に亘る不安定な契約では最早当事者は当初の契約の目的を達成することができないよつたのだから、斯る契約で当事者を何時までも拘束しておくことが、全く無意味であり不必要になつたという所に究極の理由があるものではなからうか。この意味で大審院は事情の變更による解除權を認めたのであり、その故に本判決は事情變更則を信義則によつて裏付けた最も適切な判例であると思う。

- (3) 大審院民事判例集第23巻第19号613頁。
末川博 民商法雑誌 第21巻 第8号~10号合併号67頁~74頁。
林信雄 前掲書 274頁~248頁。

第四 昭和25年3月11日 名古屋高裁金沢支部判⁽⁴⁾
本件は家屋明渡請求控訴事件に關し、事情變更による契約解除權の成否を判示したものである。

事案は控訴人川之上正豊の先代が訴外尾崎彌三右衛門に対し、昭和19年11月21日その所有に係る福井縣丹生郡天津村在の木造瓦葺二階建居宅一棟を、代金二万二千元で賣渡す旨の契約をなし即日訴外人から金八千元を受領したが、右引渡期限は残金一万四千元の支払と同時に到來する約定であつた。

其の後川之上の先代が死亡したので相続によつて現在同人が控訴人となり、鈴木三郎は買主たる訴外人からの権利義務を譲り受け被控訴人となり現在に至つてゐるのである。

ところが昭和21年3月頃被控訴人より控訴人先代及び控訴人に対し、買主たる権利の譲り受けを告げて前記約定に基き本件家屋の引渡を求めた所、控訴人先代並控訴人はその時はじめて右讓渡の事実を知つたけれども、控訴人先代はその居住の家屋を昭和20年7月19日の福井市の戦災により焼失し、本件家屋をその居住の爲必要とした關係上、その事情を被控訴人に述べて右讓渡に異議を止めたのみならず、その頃控訴人先代より尾崎彌三右衛門に対し前記事情を事由に解除の意思表示を爲したのである。然るに原審が控訴人の本件家屋明渡の請求を認めたとことは不當であるから、その判決を取消すと共に、控訴人の事情變更による本件契約解除の請求を認められ度き旨を、名古屋高等裁判所金沢支部に控訴した事件である。

裁判所は、被控訴人は訴外人からその買主たる権利義務を控訴人先代の承諾のもとに讓受けたと主張しているが、元來買主たる地位の讓渡は單なる権利の讓渡と異り義務の承継を伴うが故に、買主及び讓受人の合意のみでは足らず必ず原契約の当事者双方及讓受人間の三面契約を以て爲さるることを要する。然るに本件に於ては斯る三面契約は認められない上に、控訴人先代の承諾の事実も認められないから、被控訴人は訴外人の買主たる地位を承継したのではなく單にその権利を譲り受けたに止り、その代金の支払の債務は依然右訴外人にあるものと言わねばならないとして被控訴人の主張を斥けた。

而して控訴人の請求に就ては、控訴人の先代は福井市の所有家屋に居住して本件家屋を必要とせざりし爲、これを訴外人に賣却の約定をしたけれども、福井市の戦災の爲本件家屋を居住上必要とするに至りたることを認め得べく、これに反し訴外人は自己居住の目的を以て本件家屋を買受けたるも間もなく之を不用とするに至り、遂に被控訴人にその権利を讓渡したものである。かくの如

く賣買成立当時の事情が当事者の責に帰すべからざる福井市の戦災に依り一變したにも拘らず、当初の賣買の効果を発生せしめることは、戦災によりその家屋を失つた控訴人先代にとつて甚だ酷であつて信義則に反することとなるから、控訴人先代は賣買当事者たる訴外人に対し事情の變更を理由に契約を解除し得るものと言わねばならないとして、「凡そ賣買契約成立当時の事情がその履行期迄に、当事者の責に帰すべからざる事由に依り当事者の予見しえなかつた程度に變更し、その結果本來の法律効果を発生せしむることが著しく不衡平となつた場合にも、尙之が履行をなさしめることは信義誠実の原則に反するものと謂うべく、斯る場合には当事者の一方の意思表示を以てその契約を解除し得るものと解すを相当とする」と判決して控訴人の請求を認めたのである。

(4) 下級裁判所民事裁判例集 昭和25年 第1巻第3号 43頁~46頁。

第五 昭和26年2月6日 奈良地判⁽⁶⁾

本件は担保金返還並びに損害賠償請求事件に関し、日本に國籍を有する者が朝鮮に於てした法律行為の効力等に関する準拠法及び事情變更による継続的契約の解除権に付判旨したものである。

事案は被告中村一則が朝鮮に於て朝鮮樹脂工業所なる商号で漁網用染料の製造販賣業を営む商人であつた所、昭和19年12月26日大邱府に居住する原告藤沢秀三郎との間に商品販賣契約を締結した。今その約旨を述べれば、被告は其の製造に係る漁網用染料を全部原告に供給賣渡し、原告に於て一手に買受け販賣すること、原告は現品の引渡を受ける都度30日以内に代金を支払うこと、原告は右賣買契約履行の担保として被告に対し金一万五千元を提供すること、並びに被告は原告に対し昭和20年1月以降毎年平均最小限度八百呎の製品を供給引渡すことを定めたものであつた。

そこで原告は右約旨に従い昭和19年12月31日右担保金一万五千元を被告に交付した。其の後原告は前記約旨に従い千三百呎の製品送荷方を被告に請求した所、被告は内五百呎だけ送荷し、残余の八百呎は原告の請求あるに拘らず履行しないでいるうちに、昭和20年8月15日太平洋戦争が終了した。

そこで原告は右終戦の情勢に伴い必ずしも契約の完全履行が可能であるとは考えないが、万一幾分か履行が可能と考えれば共に右契約の完結を期する爲被告に対し、書面到達の日より20日以内に契約の履行ありたき旨催告し、同期間に履行しないときは期間満了と同時に前記契約を解除する旨條件附契約解除の意思表示を發した。然るに右催告期間内に履行がなかつた爲、遂に昭和

22年2月20日限り契約は解除せられた。仍て原告は被告に対し現状回復として、前記担保金一万五千元、損害賠償金三万円計金四万五千元及び解除以後の法定利息の支払を求むるとして本訴に及んだものである。

奈良地方裁判所は原被告双方の主張の当否を取調べた。その結果双方の契約で商品受渡場所を被告の貯蔵所と指定し、原告が現実を受渡に協力しないときでも、被告が包装荷送の上工場より製品を右貯蔵所に移し、其の数量を原告に通知したとき引渡行為は完了し、爾後保管料運賃は勿論滅失による危険はすべて原告が之を負担する旨取決めたところ、原告が大邱府に於て貯蔵所を設け且つ相当の販路を拡張するまで当分の間右約旨に依らないで、受渡場所を原告の指定する仕向先とし貯蔵所より右仕向先迄の運賃を原告の負担とする旨を約し、且つ引渡数量に付被告の生産能力より割出して、昭和20年1月より5月迄1ヶ月平均四百呎程度、同年6月以後は其の倍数の限度に於て原告の指示する数量を原告の註文先へ供給出荷することを定めたこと、原告が右約定により千三百呎を被告に指示して出荷を求めた所、被告は内五百呎を送荷し更に同年3月中頃より内二百呎の貨車積の準備に盡力したが、太平洋戦争の激化に伴い鉄道貨車が極度に不足し、約定品を原告指定の仕向地へ出荷することが事実上不可能となつた爲、被告が其の製品を他の業者に買入れたこと、原告に於ても貨車の入手に努力したが徒勞に終り、買入価格以当金二十円五十五銭と慶尙北道の卸賣公定價格金二十三円との差額の利益金では、到底鉄道以外の運賃を賄うことができなくなつた爲販路の拡張を見合せていたこと等の事実が認定できる。よつて「商人間の継続的商品供給販賣契約に於て、予め賣買の数量又は存続期間の取決がないとき、契約締結の当時双方に予見できなかつた事情の爲、約定の商品を引渡すことが事実上至難となり、買主に於て價格統制内の枠内に於て運賃を支弁して商品を取ることが採算上不能となつた場合に於ては、別段の事情が存しない限り双方の責に帰することのできない事由によつて、履行することが事実上並びに經濟上不可能に陥つたものと認むべく、而もその障害が何時除去されるか双方に予見できないような場合、信義衡平の原則上双方は契約の目的を達することのできない己むを得ない事由がある場合として、何時でも一方的に継続的賣買契約を解除し、將來に亘り契約に依る義務を免れることができる」との趣旨の判決を以て、原告の事情變更による商人間の継続的商品供給販賣契約の解除権の主張を認めたのである。

以上によつて第四、第五の判例を見るに、共に事情變更による契約の解除権を認めたものであるが、ただ後者

が旧商法上のものたるだけであつて、ともに事情變更法則を信義則により裏付けた好判例たるを失わないと思ふ

(5) 下級裁判所民事裁判例集 昭和26年第2巻第2号 34頁~44頁。

4. む す び

以上を通じて見るに、事情變更法則は最早單なる学説上の法律規範たるに止らず、裁判所が具体的事案に之が適用を見つつある実用裁判規範の一つとして、その嚴然たる地位を占めつつあることを知り得るのである。

只判例の数が比較的少いのは、元來この法則が契約嚴守則の反対命題として生成されたものであり、これらの対比関係は前者が峻烈となればなる程愈々激化せられる。然れば契約嚴守則が價格の公道不變と言う鉄則にまで高揚されるとき、事情變更法則は又其の必然性をます

ます強化する訳である。只戦前戦後を通じて強化された經濟統制の下に於ては、經濟統制という特殊の政策的立法の使命を傷けざらんが爲に、事情變更法則は事實上其の必然性を深め乍ら、而もその適用に於て著しく場面を縮小せられる運命に置かれていたに過ぎなかつたためである。

さすれば經濟統制が著しく緩和せられつつある現段階に於ては、事情變更法則の活躍の舞台もこれまでよりか廣めらるべく、随つて將來に於てはこれが適用の判例も稍々増加の傾向をたどるものではなからうか。

(1) 勝本、現下に於ける事情變更の原則の適用
「法律新報第751号掲載」 通し頁5頁。

以 上

昭和26年8月31日稿了

聖トオマス・アキナスの自然法に関する研究

高 坂 直 之

北海道学藝大学旭川分校法律政治学研究室

NAOYUKI KÔSAKA : A Study on "Lex naturalis" of St. Thomas Aquinas.

目 次

序 論

(一) 総 説

- (1) 中世法学の特徴
- (2) 法学研究に関するトオマスの独自性及び其の評価

(二) トオマスの法理論体系概略

- (1) 法の定義及び其の典拠
- (2) 永久法・自然法・人定法

本 論

(一) トオマス以前の中世に於ける自然法論

- (1) アウグスチヌスに依る影響
- (2) 自然法に関する諸説及び其の傾向

(二) トオマスに依る自然法の確立

- (1) 普遍の秩序に対する人類の寄與
- (2) アウグスチヌスの自然法とトオマスの自然法
- (3) 自然法の三段階

(三) トオマス主義自然法の再生

あとがき

序 論

(一) 総 説

(1) 中世法学の特徴

中世に於ける政治理念より神の觀念を除外しては、それは成立しないと同様、中世に於ける法の觀念に基督教の介入なしでは、全く之を論じ得ないことも既に常識化

されている。寧ろ同時代に於ける世界は、神一色を以て塗り潰されていたと言つても決して過言ではない。人と人との関係、所有權、遺産相続、訴訟手續等に関する法は、いづれも自然的衡平の原則に即應して爲されたと言うよりは、この宗教の教理に基き祭儀の要求するところを度外視しては、規定され得なかつたと言うのがより妥当であらう。教会の尖塔の見えぬ中世都市の俯瞰図はあ